

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人統計センターの役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

総務省独立行政法人評価委員会の業績評価の結果に応じ、理事長が役員報酬を増額し、又は減額することができることとしているが、平成23年度においては、国家公務員の給与改定を踏まえた役員報酬の改定を平成23年4月及び平成24年3月より実施した。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・ 期末特別手当の期別支給割合を、6月期1.40・12月期1.45から6月期1.35・12月期1.50に変更した。（6月期適用）
- ・ 俸給月額を989,000円以内から984,000円以内に引き下げた。（平成24年3月期適用）

理事

- ・ 期末特別手当の期別支給割合を、6月期1.40・12月期1.45から6月期1.35・12月期1.50に変更した。（6月期適用）
- ・ 俸給月額を780,000円以内から776,000円以内に引き下げた。（平成24年3月期適用）

理事(非常勤)

- ・ 非常勤役員手当の日額を35,100円から34,900円に引き下げた。（平成24年3月期適用）

監事(非常勤)

- ・ 非常勤役員手当の日額を35,100円から34,900円に引き下げた。（平成24年3月期適用）

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,788	千円 11,863	千円 4,695	千円 2,135 (地域手当) 94 (通勤手当)			*
A理事	千円 13,815	千円 9,356	千円 2,475	千円 1,684 (地域手当) 299 (通勤手当)	4月1日		
B理事	千円 14,918	千円 9,356	千円 3,703	千円 1,684 (地域手当) 174 (通勤手当)			◇
C理事 (非常勤)	千円 2,104	千円 2,104	千円 ()	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 1,087	千円 1,087	千円 ()	千円 ()	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 3,156	千円 3,156	千円 ()	千円 ()	4月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:端数処理の関係上、総額と内訳が一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 4,692	年 月 4 0	平成23年 3月31日	1.0	役員退職手当支給規定に基づき、総務省独立行政法人評価委員会が決定した業績勘案率を乗じた額を支給した。	
理事B	千円	年 月			該当者なし	
理事A (非常勤)	千円	年 月			支給対象外	
監事A (非常勤)	千円	年 月			支給対象外	
監事B (非常勤)	千円	年 月			支給対象外	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員と同様に、職務の複雑、困難及び責任の度等に基づき俸給表に定める職務の級に格付し管理するとともに、中期計画に沿って業務の効率化を図り、職員の弾力的かつ効率的な配置を行うこと等により、職員数及び人件費の適正な管理を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等を考慮し、特定独立行政法人として適正な給与水準を定める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法については、昇給制度及び勤勉手当の趣旨に則り、人事評価制度の業績評価等を踏まえつつ職員の勤務成績がより一層的に反映されるように運用する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給:昇給	昇給の区分を5段階(A~E)設け、職員の勤務成績が適切に反映される昇給を実施。
賞与:勤勉手当(査定分)	直近の業績評価の結果を踏まえつつ職員の勤務成績に応じ、135/100(特定幹部職員にあっては175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し支給。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与改定を踏まえた職員給与の改定を平成23年4月、7月及び平成24年3月より実施した。

- ・平成23年4月1日現在に43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日に昇給抑制を受けた職員の号俸を1号上位に調整した。(4月期適用)
- ・期末・勤勉手当の期別支給割合を、6月期1.95・12月期2.0から6月期1.90・12月期2.05に変更した。(6月期適用)
- ・職責手当の区分にV種を追加した。(7月期適用)
- ・俸給表の改正を行った。(平均改定率△0.23%。50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた俸給月額引下げ。)(24年3月期適用)
- ・平成18年4月1日の俸給切替に伴う経過措置の改正を行った。(減額率99.59から99.1へ0.49%引下げ。)(24年3月期適用)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 586	歳 41.8	千円 6,149	千円 4,653	千円 206	千円 1,496
事務・技術	人 582	歳 41.8	千円 6,152	千円 4,655	千円 206	千円 1,497
技能職種	人 4	歳 48.8	千円 5,772	千円 4,475	千円 223	千円 1,297

再任用職員	人 11	歳 62.8	千円 4,717	千円 4,018	千円 168	千円 699
事務・技術	人 11	歳 62.8	千円 4,717	千円 4,018	千円 168	千円 699

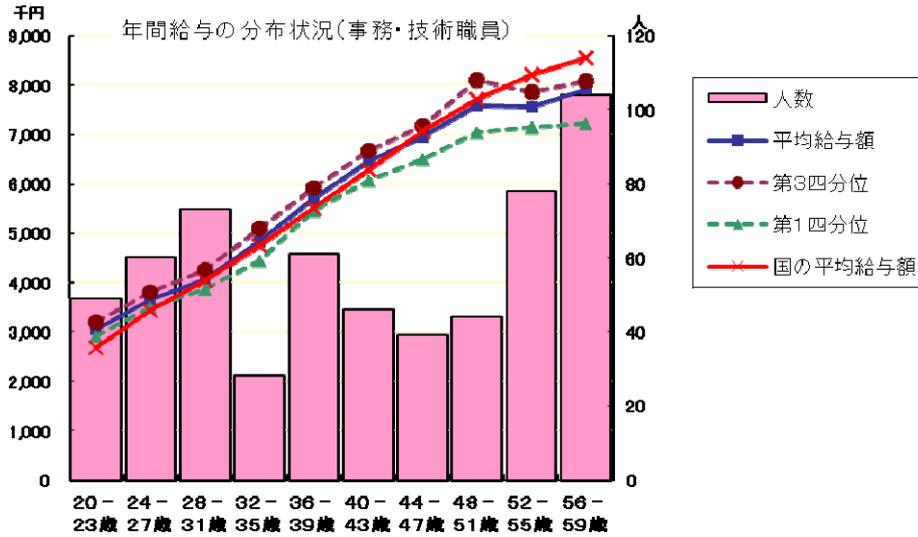
非常勤職員	人 74	歳 48.5	千円 2,494	千円 2,196	千円 198	千円 298
事務・技術	人 74	歳 48.5	千円 2,494	千円 2,196	千円 198	千円 298

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「在外職員」及び「任期付職員」については該当する職員がないため表を記載していない。

注3: 「研究職種」、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)及び「教育職種(高等専門学校教員)」については該当する職員がないため欄を記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・本部部長	4	59.0	-	10,639	-
・本部課長	18	56.7	8,908	9,373	9,945
・本部課長補佐	101	54.6	7,529	7,984	8,435
・本部係長	268	46.1	5,892	6,481	7,159
・本部係員	191	27.1	3,297	3,696	4,076

注:本部部長については、該当者が4名のため、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長・課長	課長	課長代理	課長代理	係長	係長	係員	係員
人員(割合)	582	4 (0.7%)	13 (2.2%)	26 (4.5%)	80 (13.7%)	120 (20.6%)	148 (25.4%)	84 (14.4%)	107 (18.4%)
年齢(最高～最低)		59～49	59～50	59～47	59～42	59～39	58～31	41～27	30～20
所定内給与年額(最高～最低)		8,167～7,618	7,882～6,615	6,881～6,044	6,811～5,249	6,497～4,751	5,313～3,196	4,393～2,656	3,102～2,113
年間給与額(最高～最低)		11,153～10,304	10,627～8,959	9,233～8,063	9,061～7,156	8,746～6,375	6,952～4,224	5,720～3,509	4,021～2,788

④ 賞与(平23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.8	% 62.6	% 61.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 40.2	% 37.4	% 38.8
	最高～最低	% 48.6～34.5	% 45.2～31.3	% 46.9～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.5	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.3	% 33.5	% 34.8
	最高～最低	% 40.5～31.6	% 37.8～29.9	% 39.1～31.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.9

対他法人(事務・技術職員)

92.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.9	
	参考	地域勘案 86.5
		学歴勘案 99.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員より低い水準(対国家公務員指数97.9)である。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 93.1% (国からの財政支出額 9,426百万円、支出予算の総額 10,130百万円: 平成23年度予算)	
	【検証結果】 当法人の対国家公務員比較指数は97.9と、国家公務員の給与水準を下回っており、また、地域勘案、学歴勘案、地域・学歴勘案の全ての指数比較においても対国家公務員の指数を下回っていることから、当法人の給与水準は適切であると考えます。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
	【検証結果】 -	
講ずる措置	今後とも国家公務員に準拠して引き続き適正な給与水準の確保に努める。	

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,020,608	5,151,801	△ 131,193	(△2.5)	△ 390,580	(△7.2)
退職手当支給額 (B)	838,974	991,512	△ 152,538	(△15.4)	△ 199,907	(△19.2)
非常勤役職員等給与 (C)	920,263	696,347	223,916	(32.2)	674,386	(274.3)
福利厚生費 (D)	676,861	663,856	13,005	(2.0)	42,714	(6.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,456,706	7,503,516	△ 46,810	(△0.6)	126,613	(1.7)

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額の減額要因:常勤職員の合理化減等によるもの。
- ・最広義人件費の減額要因:主に前年度に比べ定年退職者の減及び常勤職員の合理化減等によるもの。

人件費削減の取組の状況

- ・中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行うとともに、業務量及びコストの分析を踏まえ、期末(平成24年度末)の常勤役職員数を前期末(平成19年度末)の94%以下とすること。

現状の給与水準について適切かどうか検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況について公表すること。

- ・中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行い、平成23年度末の常勤役職員数を平成17年度末の常勤役職員数(912人)の92.6%以下にするとともに、業務量及びコストの分析を踏まえ、期末(平成24年度末)の常勤役職員数を前期末(平成19年度末)の94%以下とする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
人員数 (人)	912	904	893	869	853	848	818
人員純減率 (%)		△ 0.9	△ 2.1	△ 4.7	△ 6.5	△ 7.0	△ 10.3

【主務大臣の検証結果】

常勤役職員数は、国家公務員の定員の純減目標に準じた削減の取組を実施しており、総人件費改革の取組の最終目標年度である平成23年度は818人(目標844人)となり、目標を達成した。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しを踏まえ、役員の報酬及び職員の給与について、俸給月額及び俸給月額を基礎とする各種手当の引き下げを実施した。

【主な改正点は以下のとおり】

(1)人事院勧告に係る改定分(平成24年3月1日から)

- ・俸給月額の引き下げ。(役員報酬:△0.5%、職員給与:平均△0.23%)
- ・平成24年6月支給の期末特別手当及び期末手当の減額。(平成23年4月～平成24年2月までの較差相当分△0.37%)

(2)臨時特例分(平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間)

- ・俸給月額の減額。(役員報酬:△9.77%、職員給与:△4.77%、△7.77%、△9.77%)
- ・職責手当の減額。(区分Ⅰ種～Ⅲ種△10%)
- ・地域手当の減額。(役員報酬:俸給月額に対する地域手当△9.77%、職員給与:俸給月額に対する地域手当△4.77%、△7.77%、△9.77%、職責手当(区分Ⅰ種～Ⅲ種)に対する地域手当△10%)
- ・期末特別手当、期末手当及び勤勉手当の減額。(△9.77%)